

此ノ別紙ニ日本國印シタル條和條約中ニ載リ記入シタルト同一效力ヲ有ス
 右條約トシテ陸軍大臣ハ之ニ記名印シタルモノナリ
 明治二十八年四月十七日御光緒二十二年三月二十三日ノ關ニ於テ二通ヲ
 作ル
 大日本帝國全權辦理大臣 伊藤博文 印
 大日本帝國全權辦理大臣 陸奥宗光 印
 大清帝國欽差副使 李鴻章 印
 大清帝國欽差全權大臣 李經方 印

明治二十八年四月十七日御光緒二十二年三月二十三日ノ關ニ於テ二通ヲ
 大日本帝國全權辦理大臣 伊藤博文 印
 大日本帝國全權辦理大臣 陸奥宗光 印
 大清帝國欽差副使 李鴻章 印
 大清帝國欽差全權大臣 李經方 印

天保ヲ承クテ萬世ノ帝統ヲ隆ミタル大日本國皇命御名此書ヲ見ル有衆
 ニ宣示ス
 朕臨シテ明治二十八年四月十七日ノ關ニ於テ帝國全權辦理大臣大清帝國全
 權大臣ノ記名印シタル條和條約各條目ヲ照覽スルニ善ク除
 一ニ爲ニ通ニ開然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ裁斷ス
 宣武天皇御紀元五十二年五月十五日 明治二十八年四月二十日廣島行在所ニ於
 テ御名ヲ奉シテ印シタル

御名 國璽

外務大臣 子爵陸奥宗光 印

朕定書
 大日本國皇帝ノ旨及大日本國皇陛下ノ政府ハ本日調印シタル條和條約
 中ノ善處ニ付陸奥宗光ノ生ハルコトヲ避ケムト欲スル目的ヲ以テ雙方ノ全權
 大臣ハ左ノ約定ニ同意ス
 第一 本國印シタル條和條約兩スル所ノ突譯文ハ該條約ノ日本本文及
 漢文本文ト同一ノ善處ヲ有スルモノナルコトヲ約ス
 第二 若し條約ノ日本本文及漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルキハ
 前記善處文ニ依テ裁斷スヘキコトヲ約ス
 第三 左ニ記名スル所ノ全權大臣ハ本國定書ハ本日調印シタル條和條約ト
 同時ニ各所屬國政府ニ送付シ而シテ該條約批准ヲラルトキハ本國
 定書ニ根據スル所ノ條約定書別ニ正式ノ批准ヲ要セスシテ亦所屬國
 政府ノ可認セシモノト見做スヘキコトヲ約ス
 右條約トシテ陸軍大臣ハ之ニ記名印シタルモノナリ

本書に収録した多国間条約及び国際連合決議等の欧文タイトルを取
録順に並べた。英語による正文があるものは英文タイトルを掲げた
が、条約文の解釈に相違がある場合等にはフランス文によつて
る条約及びフランス語による正文しかないと思われる条約についで
はフランス文タイトルを掲げた(ワルシャワ条約は英文仮訳)。

| | |
|--|-----|
| (第1章 国際組織) | 15 |
| 国際連合憲章 Charter of the United Nations | 15 |
| 国際聯盟規約 Covenant of the League of Nations | 39 |
| 友好関係原則宣言 Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations | 42 |
| 国際労働機関(ILO)憲章 Constitution of the International Labour Organization | 45 |
| 欧州連合(EU)条約 Treaty on European Union | 51 |
| 欧州連合運営条約 Treaty on the functioning of the European Union | 61 |
| アフリカ連合(AU)設立規約 Constitutive Act of the African Union | 83 |
| アフリカ連合平和安全保障会議設立議定書 Protocol Relating to the Establishment of the Peace and Security Council of the African Union | 90 |
| 東南アジア諸国連合(ASEAN)憲章 Charter of The Association of Southeast Asian Nations | 92 |
| 国際連帯責任条文 Responsibility of International Organizations | 95 |
| (第2章 国家) | 97 |
| 国の権利及び義務に関する条約(米英) Convention on Rights and Duties of States | 97 |
| 住民離立付与宣言 Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples | 97 |
| 「東欧及びソビエト連邦における新国家の承認の指針」に関する宣言 Declaration on the "Guidelines on the Recognition of New States in Eastern Europe and in the Soviet Union" | 98 |
| 条約についての国家承認条約 Vienna Convention on Succession of States in respect of Treaties | 98 |
| 国の財産等についての国家承認条約 Vienna Convention on Succession of States in respect of State Property, Archives and Debts | 105 |
| 国連国家免除条約 United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property | 106 |
| 国家責任条文 Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts | 110 |
| 外交特権条文 Draft Articles on Diplomatic Protection | 114 |
| スイス連邦の領土に関する諸国宣言 Declaration des Puissances sur les Affaires de la Confédération Helvétique (A) | 115 |
| スイス中立宣言 Acte signé par les plénipotentiaires d'Autriche, de France, de la Grande Bretagne, de Prusse, et de Russie, portant reconnaissance et garantie de la neutralité perpétuelle de la Suisse et de l'inviolabilité de son territoire (A) | 116 |
| 香港に関する中英共同声明 Joint Declaration of the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the People's Republic of China on the Question of Hong Kong | 116 |
| (第3章 国際交渉の機関) | 118 |
| 外交関係に関するウィーン条約 Vienna Convention on Diplomatic Relations | 118 |
| 領事関係条約 Vienna Convention on Consular Relations | 123 |
| 国連特権免除条約 Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations | 133 |
| (第4章 条約) | 136 |
| 条約法に関するウィーン条約 Vienna Convention on the Law of Treaties | 136 |
| 条約の留保に関する東京の指針 Guide to Practice on Reservations to Treaties | 146 |
| 国際組織条約法条約 Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations | 148 |
| 一方の宣言に関する指針 Guiding Principles Applicable to Unilateral Declarations of States Capable of Creating Legal Obligations | 150 |
| (第5章 領域) | 151 |
| 国際関係を有する可航水路の制度に関する条約及び議程 Convention and Statute on the Regime of Navigable Waterways of International Concern | 151 |
| 国際水路の非航行利用の法に関する条約 Convention on the Law of the Non-navigational Uses of International Water-courses | 154 |

国際条約集 2018年版

2018年3月15日第1刷発行

編集代表 岩 沢 雄 司

発行者 江 草 貞 治

発行所 株式会社 有斐閣

(100-0651)東京都千代田区神田神保町2-17

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

電話 六法編法部(03)3284-1317

営業部(03)3285-6811

印刷所 株式会社 精興社

製本所 大口製本印刷株式会社

装幀 高野 美 緒

© 2018, 岩沢雄司, Printed in Japan

乱丁本・落丁本はお取替えいたします。

★定価はケースに表示してあります。

I S B N 978-4-641-00152-7



本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での別外複製を禁じています。複写される場合は、そのつど事前(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

乙第3号証

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律

昭和二十七年四月二十八日

法律第二百二十六号

改正 昭和二十七年七月三十一日法律第二百六十八号

昭和五十六年六月十二日法律第八十六号

平成三年五月十日法律第七十一号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律をここに公布する。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律

(出入国管理令の一部改正)

第一條 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二 外国人 日本国籍を有しない者をいう。

第四章第一節中第二十二條の次に次の一條を加える。

(在留資格の取得)

第二十二條の二 日本国籍を離脱した者又は出生その他の事由に因り第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第十九條第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その地当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、外務省令で定めるところにより、長官に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十條第三項から第七項までの規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請（第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請を除く。）の手續に準用する。この場合において、第二十條第三項中「在留資格への変更」とあり、又は同條第五項中「在留資格の変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第六項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と、同條第七項中「書換」とあるのは「記載」と読み替えるものとする。

4 前條の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請の手續に準用する。この場合において、前條第一項中「在留資格を変更」とあるのは「在留資格を取得」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間のまつ消を受け、且つ、当該旅券に永住許可の証印」とあるのは「旅券に永住許可の証印」と読み替えるものとする。

第二十三條第一項中「外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）による登録証明書」を「外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）による外国人登録証明書」に改める。

第二十四條第一項第四号へ中「外国人登録令」を「外国人登録に関する法令」に改める。

第二十四條第一項に次の一号を加える。

七 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

第七十條に次の一号を加える。

八 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

附則第一項但書を削る。

附則第三項から附則第十八項までを削り、附則第十九項を附則第三項とし、以下順次十六項ずつ繰り上げる。

(出入国管理令の一部改正に伴う経過規定)

第二條 この法律施行の際現に本邦に在留する外国人で左の各号の一に該当するものが引き続き在留資格を

有することなく本邦に在留することができる期間は、出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月とする。

一 連合国最高司令官の許可を得て本邦に入国した者

二 昭和二十年九月二日以前から引き続き外国人として本邦に在留する者

三 日本国との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力發生の日において日本の国籍を離脱する者で、

昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引き続き在留し、且つ、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）による外国人登録証明書を所持するもの

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものの法務大臣に対する在留資格の取得の申請の期間は、出入国管理令第二十二條の二第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から三月以内とする。

3 この法律施行の際現に連合国最高司令官から入国の許可を受けている外国人でまだ本邦に上陸していないものが所持する連合国最高司令官から入国の許可があつたことを示す文書は、当該許可を受けた日から六月を限り、出入国管理令の適用については、同令第六條第一項に規定する日本国領事官等の査証とみな

す。

4 この法律施行の際現に連合国最高司令官から再入国の許可を受けている外国人の所持する旅券にされている再入国許可の証印は、当該証印に明記された有効期間中は、出入国管理令の適用については、同令第二十六條第二項に規定する再入国許可書とみなす。

5 前項に規定する連合国最高司令官の再入国許可を受けて本邦から出国しようとする外国人又は当該許可を受けて現に出国している外国人については、出入国管理令第九條第三項但書の規定にかかわらず、再入国に際し上陸許可の証印をするときに当該外国人の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

(入国管理庁設置令の一部改正)

第三條 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改める。

入国管理庁は、出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)による出入国の管理及び外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)による外国人の登録に関する事務を行うことを任務とする。

第四條第十五号、第十六号及び第十八号中「出入国管理令(外国人登録令第十六條第二項において準用

する場合を含む。」を「出入国管理令」に改め、同條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第七條第四号中「、外国人登録令及び臨時措置令」を削り、同條第七号中「外国人登録令」を「外国人登録法」に改める。

第八條第八号中（七）を削る。

第十六條第二の表中「仙台出張所 仙台市 北海道 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県

| | | |
|-------|-------|-------------------------|
| 秋田県 | 札幌出張所 | 北海道 |
| 「を「 | 札幌市 | |
| 仙台出張所 | 仙台市 | 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県 |

る。

（将来存続すべき命令）

第四條 第一條及び前條に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

」に改め

(命令の廃止)

第五條 左の命令は、廃止する。

- 一 朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿児島県又は沖縄県に有する者登録令(昭和二十一年厚生省令、内務省令、司法省令第一号)
- 二 北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第二百二十七号)

附 則

- 1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十号を次のように改める。
二十 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)による出入国の管理及び外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)による外国人の登録に関する事務を行うこと。

外務大臣

吉田 茂

内閣総理大臣 吉田 茂